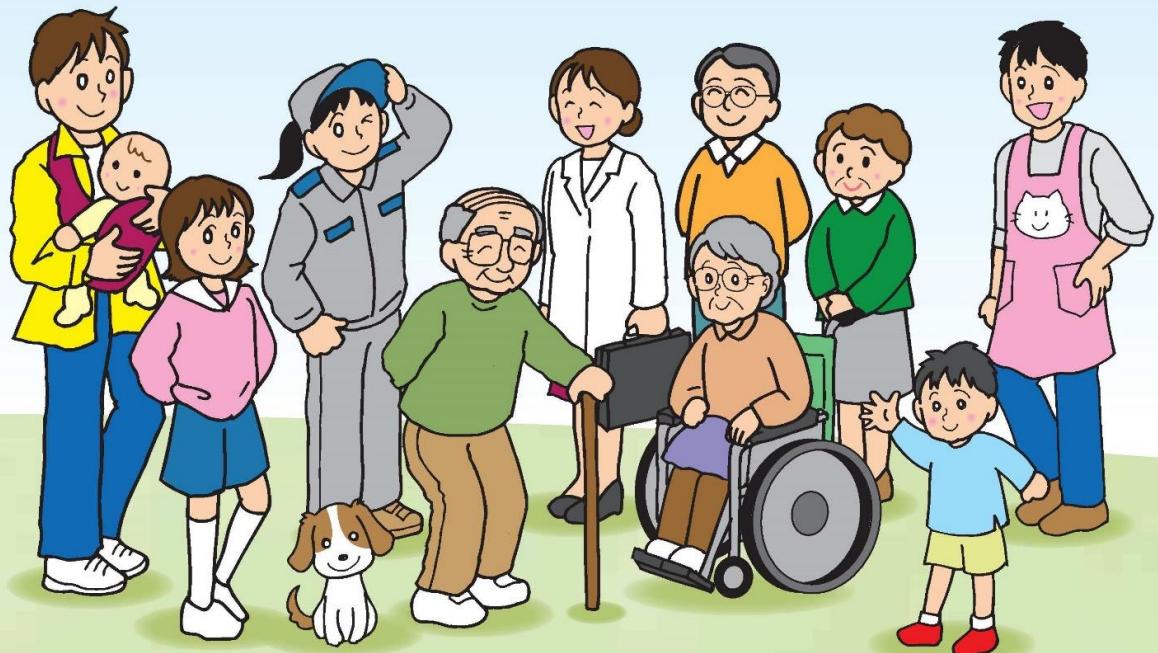


男女共同参画の 視点から考える 表現ガイド

よりよい
公的広報を
めざして



男女共同参画の 意識づくり

男女がともに人権を尊重しあい、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消していくことが必要です。

今後、高度情報化の進展により、表現が人々の意識形成に与える影響は更に拡大すると考えられます。そこで、行政の広報においても積極的に男女共同参画の視点を取り入れることが重要となります。

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の中に「公衆に表示する情報に関する留意」を規定しています。また、この条例に基づき平成29年3月に策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」では、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を基に率先して取組を行うことや、他の機関や民間のメディアに対しこうした県の取組を広く周知することとしています。

この「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」が県の広報において活用されるにとどまらず、県民、事業者、メディアの方々にも広く参考としていただけることを願っています。

埼玉県男女共同参画推進条例

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

1 表現ガイドのねらい

- この表現ガイドは、日本国憲法第21条の「表現の自由」を規制しようとするものではなく、男女共同参画の視点から考えて、どのような表現がなぜ問題なのか、そしてより適切に表現するにはどうしたらよいのかを考える手がかりを提供することを目的としています。
- 県の機関による広報を対象としていますが、県の機関にとどまらず、県民、事業者、メディアの方々にもご活用いただきたいと考えます。
- 広報媒体としては、次の媒体があります。
 - ①広報紙（誌）
 - ②ポスター
 - ③パンフレット、リーフレット
 - ④新聞、雑誌等への掲載広報
 - ⑤インターネット上のホームページ、メールマガジン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイト
 - ⑥白書その他の刊行物
 - ⑦記者発表資料なお、テレビ、ラジオ、DVD、ビデオもあります。これらにおいてもできる限り参考にすることが望まれます。
- 表現の種類としては、文字、イラストがあります。写真、動画についてもできる限り参考にすることが望されます。

2 表現ガイドの必要性

(1) 傾りのない広報

県の広報は、伝えるべき人々すべてに、正確で効果的に誤解なく伝えることが必要です。例えば、ポスターで若い女性ばかりを起用してしたり、イラストの中で、常に説明するのは男性で説明を受けるのは女性であったりします。しかしながら、それは多様な現実を反映しておらず、偏ったイメージを提供してしまうおそれがあります。また、偏ったイメージにより効果的な広報が妨げられ、内容が正確に伝達されない可能性もあります。

(2) 表現の与える影響

言葉や視覚・聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与える力を持っています。

例えば、現実には働く女性が多くいるのに、広報で家事・育児をする女性ばかりを表現していると、女性が働くことが一般的になっているという現実への認識を遅らせることになります。

特に、画像・映像は言葉が理解できなくても受け入れられてしまうため、子供の頃から繰り返し目にすることでイメージが形成されるおそれがあります。

(3) 男女共同参画社会の実現

表現の与える影響が大きいことを考えると、広報活動において男女共同参画の視点に立った表現をすることで、男女が共に人権を尊重しあい、それぞれの個性を発揮できる男女共同参画社会を実現することができるといえます。

そのためにも、わかりやすい表現ガイドを作成して、まず行政の広報において率先して男女共同参画の視点に立った表現（ジェンダーにとらわれない表現）をすることが重要です。

ジェンダーとは？

ジェンダーとは「女らしさ、男らしさ」、「女の役割、男の役割」といった社会的・文化的に形成された性別のことです。

ジェンダーにとらわれないということは、性別にかかわりなく持っている可能性や自分らしさを発揮すること、そして多様な生き方を認め合うことです。

③ 考えてみようその表現 ～6つのパターン～

(1) 男女のいずれかを排除したり

かたよ
いずれかに偏ったりしていませんか？

県が発信する情報は、性別にかかわりなくすべての人に関係があるものであり、すべての人に平等に伝えられなければなりません。登場人物や広報対象が、男女のいずれかを排除したり、いずれかに偏ったりしないようにしましょう。



- 登場する人の人数や回数・役割が、男女いずれかに偏っていませんか？
- 男性（女性）のみが「人（男女）」の代表として登場することで、女性（男性）を排除していませんか？
- シンボルマークやマスコットが男女いずれかに偏っていますか？

かたよ
**登場する人の人数や回数・役割が、
男女いずれかに偏っていませんか？**



男女共同参画社会では、意思決定の場への女性の参画が求められています。女性も男性も共に会議に一緒に参加している様子を描くようにしましょう。

男性（女性）のみが「人（男女）」の代表として登場することで、女性（男性）を排除していませんか？



男女共に採用していることがわかるようにしましょう。

シンボルマークやマスコットが
男女いずれかに偏っていませんか？



県民を表すシンボルマークの場合は、
このように年代、性別、職業を幅広く
取り上げた表現にしましょう。

(2) 必要以上に女性と男性を区別していませんか？

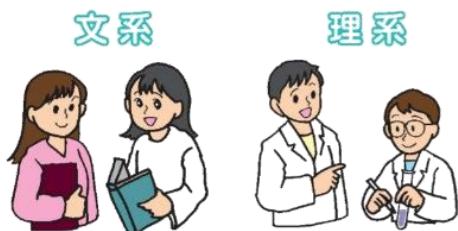
人間は、性別にかかわらず個人として尊重されることが大切です。服装・外見、興味・関心、性格・ふるまいにおいて、必要以上に男女を区別しないようにしましょう。



- 服装・外見
- 興味・関心
- 性格・ふるまい



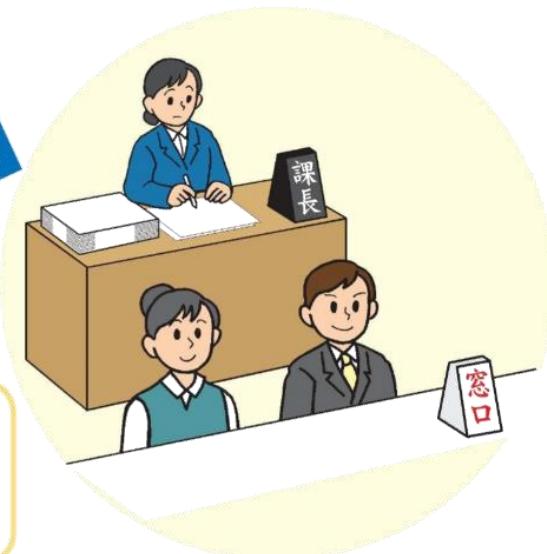
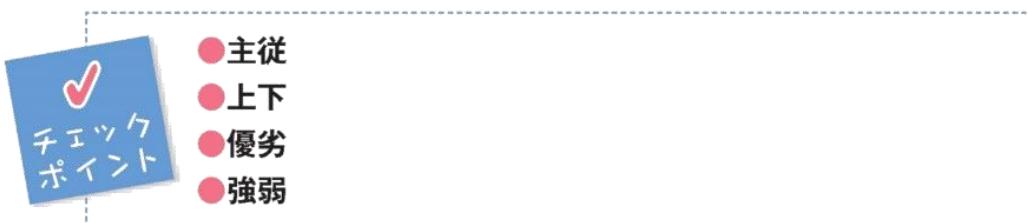
子供にもそれぞれ個性があります。
女の子、男の子で必要以上に区別する
ことがないようにしましょう。



興味や関心は多様です。
男性は理系、女性は文系とい
う思いこみはありませんか。

(3) 男女間が優劣・上下の関係になつていませんか？

男女間に主従・上下・優劣・強弱の関係があるかのような印象を与える表現をさけ、女性と男性が対等な関係にある表現をするようにしましょう。



女性の管理職も増えています。
指導は男性のみが行うという印象
を与える表現はさけましょう。



泣くのは女の子だけではありません。
常に男性を強く、女性を弱く表現するの
はさけましょう。

(4) 性別によって役割を固定していませんか？

男女をわかりやすく表現しようとするあまりに、これまでの固定的な性別役割分担意識（例：「男は仕事、女は家庭」）にとらわれた表現をしないようにしましょう。



- 家庭
- 地域
- 学校
- 職場

家庭



家事や育児は女性がするものと性別役割分担を固定化することなく、女性も男性も家事や育児に関わっていることがわかるように表現しましょう。

地 域



地域活動は女性の役割というイメージを与えないようにしましょう。

学校



性別で役割を決めている
ような印象を与えること
はさけましょう。



職場



どのような職種でも女性、男性の区別
なく働いている姿を表現するようにし
ましょ。



(5) 女性を飾り物・性的対象物として扱っていませんか？

伝えたい内容と関係がないのに女性を人目を引くために使用したり、女性の性的あるいは外見的な側面を強調して表現することは、女性の尊厳を傷つけ、性を商品化することにつながります。伝えたい内容にふさわしい表現をするようにしましょう。



- アイキャッチャー（広告に注目させるための視覚的要素）
- 性的側面
- 容姿の強調



何を訴えたいかが一目でわかる表現にしましょう。

「炎上」繰り返す自治体広報

自治体のPR動画やイベントポスターなどで、男女の描かれ方や過度に性的な「萌えキャラ」等が問題となり、動画の公開中止やポスターの作り直しになる事態が生じています。

問題となっている表現は、女性を性的対象物として描いたり、これまでの固定的な性別役割分担にとらわれた表現への批判です。

注目してもらうために、感性に訴える表現は必要です。しかし、見る人が不快になるような表現にしないためには、人権への理解を深め、男女共同参画の視点に立った表現をすることが一層重要となっています。

(6) 言葉の使い方は

男女を公正に扱うものになっていますか？

①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）による例

男女雇用機会均等法は、募集・採用から定年・解雇までの雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることを目的とする法律です。男女のいずれかを排除したり男女異なる取扱いをすることは、原則として禁止されています。

②公的資格の名称変更

主に女性が就いていた職業に男性も就くようになり、保育士、保健師、看護師等の名称が登場し、現在では、両性に使用できる名称に変更されました。

変更前	変更後
保母・保父	保育士
保健婦・保健士	保健師
看護婦・看護士	看護師
助産婦	助産師

③民間メディアの自主的基準の例

民間メディアの自主的基準には「性別、職業、身分、地位、境遇、・・・（略）・・・について、差別の観念を表す言葉、言い回しは使わない。（略）使う側に差別意識がなくても、当事者にとっては重大な侮辱、精神的な苦痛や、差別、いじめにつながることがある。使われた側の立場になって考えることが重要だ。」とあります。

また、性差別については、「女性を特別視する表現や、男性側に対語のない女性表現は原則として使わない。性別を理由にした社会的、制度的な差別につながらないよう注意する。」としています。

避けたい表現例	望ましい表現例
女流	「女流名人」などの固有名詞以外は使わない
女史	○○○○さん
婦警・婦人警官	女性警官
未亡人	「故○○氏(さん)の妻、○○夫人、○○さん」などと具体的に表記し、一般的には「夫を亡くした女性」などとする
婦女子	女性と子ども

【女性を殊更に強調、特別扱いする不適切表現】

女傑、女丈夫、男勝り、女だてらに、女の戦い、職場の花、才媛、才女、才色兼備

【男性優位社会などを背景にした不適切表現】

女・男のくせに、夫唱婦隨、女は愛嬌男は度胸、女の浅知恵、女々しい、女の腐ったような

4 表現チェックシート

男女を入れ替えて違和感はありませんか？

女性又は男性だけで企画・作成していませんか？

ステレオタイプ（固定的）な表現になっていませんか？

県民等を不快な気持ちにさせる表現ではないか、異なる性別、年代や立場で確認してみましょう。

チェックポイント	チェック欄
① 人数や登場回数が男女どちらかに偏っていませんか	
② シンボルマークやマスコットが男女どちらかに偏っていませんか	
③ さまざまな年齢の男女が描かれていますか	
④ 服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか	
⑤ 職業、スポーツ、学術、遊び等で男女が固定化されていませんか	
⑥ 仕事をしているのは男性、家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか	
⑦ 男性が指導者、女性が相談者など、優劣や上下の関係が男女で固定化されていませんか	
⑧ 内容に関係なく、人目を引くために女性の姿態、身体の一部を使用していませんか	
⑨ 男女どちらかのみを表す表現、女性であること強調する表現など男女の扱いが異なる表現をしていませんか	